

2022

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

11月号



毎月 15 日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15 日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
えひめ仕事と家庭の両立応援企業 10月の認証企業のご紹介	2
令和4年度全国アビリンピックの結果について	3
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業の募集	4
知事表彰等の実施について	5
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	6
新しい働き方が始まります！	7
労働委員会の窓（10月分）	8

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ケアプラザ新居浜のご案内	10
ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！	12

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。
- （離職者の方）
 - ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
 - ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
 - ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。
- （休業者の方）
 - ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
 - ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

えひめ仕事と家庭の両立応援企業 ～令和4年10月の認証企業のご紹介～

《概要》

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

《認証企業》

10月は、両立応援ゴールド企業2社を新規認証しました。



認証マーク

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新規】2社

認証番号	企業名	所在地
46	株式会社響	松山市
47	株式会社風土	松山市

《認証のメリット》

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきませんか？

- ・認証マークを活用したイメージアップ
- ・求人票や会社説明会でのPR
- ・働き方改革に向けた社内の機運醸成

《制度のお問い合わせ》

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課

TEL 089-912-2502

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

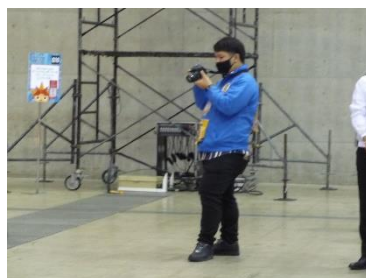
【お問い合わせ先】働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）TEL089-915-3260

第 42 回全国障害者技能競技大会(アビリンピック) 愛媛県選手団の競技結果について

去る 11 月 4 日（金）から 6 日（日）まで、「第 42 回全国障害者技能競技大会（アビリンピック）」が千葉県（幕張メッセ）で開催されました。本県からは、10 名の選手が出場し、それぞれが全力で競技に取り組み、全国の選手たちと、日頃培った技能を競い合いました。このうち、写真撮影種目の井門仁哉選手（金賞）をはじめとする 4 名の選手が受賞されました。おめでとうございます！

（本県代表選手）

競技職種・種目	選手名	所属	結果
写真撮影	井門 仁哉	NHK 松山放送局	金賞
DTP	井門 明日香	株式会社愛媛新聞社	銀賞
ワード・プロセッサ	眞鍋 薫	愛媛県東予地方局総務県民課 えひめチャレンジオフィス西条オフィス	銅賞
機械CAD	村野 太一	三浦工業株式会社	努力賞
フラワーアレンジメント	渡邊 由加里	—	
ビルクリーニング	池端 あゆみ	愛媛県立みなら特別支援学校	
製品パッキング	立石 青鳥	PHCアソシエイツ株式会社	
喫茶サービス	田坂 幸輝	愛媛県立みなら特別支援学校松山城北分校	
表計算	花山 星太	株式会社フェローシステム	
パソコンデータ入力	森田 博一郎	レデイ薬局グラン北宇和島店	



☺ 第 21 回「えひめアビリンピック」について

令和 4 年 7 月 8 日（土）に第 21 回えひめアビリンピック（地方大会）を開催予定です。金賞受賞者は愛媛県の代表選手として第 43 回全国アビリンピック（愛知県にて開催予定）に出場できます。参加者募集が始まりましたら愛媛県のホームページでもお知らせしますので、ぜひご応募ください。

日 程：令和 4 年 7 月 8 日（土）

場 所：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部（ポリテクセンター愛媛）
松山市西垣生町 2184

主 催：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部、愛媛県

競技種目：ワード・プロセッサ、ビルクリーニング、製品パッキング、喫茶サービス、オフィスアシスタント、表計算、パソコンデータ入力、フラワーアレンジメント、木工 など（未定）

お問合せ：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部 高齢・障害者業務課
〒791-8044 松山市西垣生町 2184 TEL (089) 905-6780 FAX (089) 905-6781

※全て現時点での情報であり、今後変更が生じる可能性もありますのでご了承ください。

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業を募集しています！

《概要》

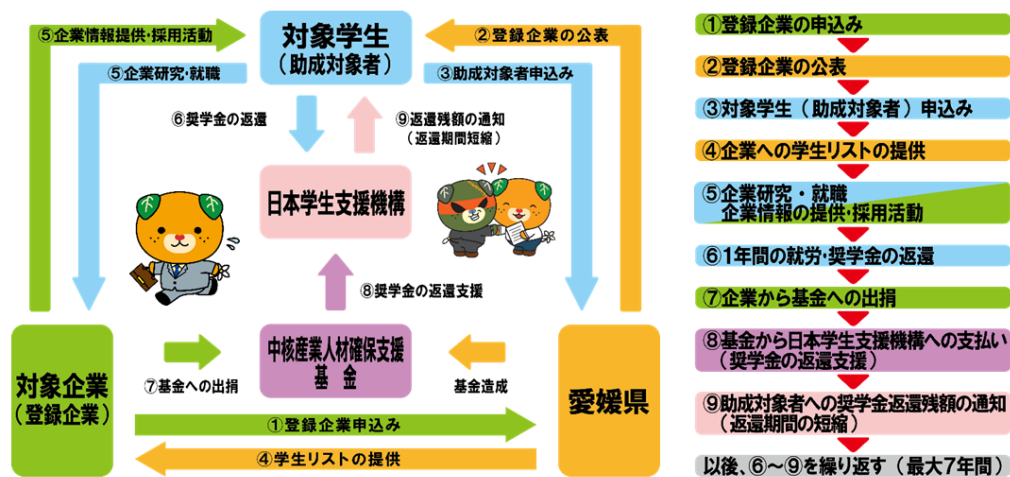
愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生等の県内定着やU・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度**（愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度）の**登録企業を募集**しています。

本制度の趣旨に賛同いただける県内企業のみなさまは、ぜひご登録をお願いします！

企業のメリット



中核産業人材確保支援制度の流れ



～詳細はコチラ（県 HP）～

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/kigyoubosyu.html>



《登録申請》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

（登録申請フォーム URL）

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



知事表彰等の実施について

愛媛県及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高齢者及び障がい者の雇用の促進のために、次の方々に対し知事表彰及び理事長表彰を授与いたしました。

○障がい者雇用優良事業所等知事表彰（優秀勤労障がい者）

（就職している障がい者で、その障がいを克服し、長きに亘り勤務している方）

- ・ 亀井 貞美（株式会社あわしま堂）
- ・ 若松 一夫（南レク株式会社）
- ・ 宮崎 憲士（社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会）

○障がい者雇用優良事業所等知事表彰（優良事業所）

（障がい者の雇用者数及び雇用割合が高く、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる事業所）

- ・ 株式会社フジ・リテイリング（松山市）
- ・ 有限会社松山サービス（東温市）
- ・ 社会福祉法人あおい会（西条市）
- ・ 医療法人青峰会（八幡浜市）
- ・ 有限会社山本製作所（松前町）

○高齢者雇用優良企業知事表彰

（高齢者の雇用者数及び雇用割合が高く、定年年齢の引き上げなど高齢者の雇用確保措置を実施し、高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業所）

- ・ 株式会社松山ニューサービス（松山市）
- ・ 株式会社クロス・サービス（松山市）
- ・ 有限会社ネクストクルー（四国中央市）

○優秀勤労障害者 厚生労働大臣表彰

- ・ 重松 幸栄（医療法人慈孝会福角病院）

○優秀勤労障害者 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰

- ・ 上田 誠一（ミウラジョブパートナー株式会社）

○優秀勤労障害者 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞

- ・ 井門 明日香（株式会社愛媛新聞社）
- ・ 杉田 修斗（株式会社ハタダ）
- ・ 野間 明日香（株式会社ありがとうサービス）
- ・ 菊池 真二（株式会社富士炭化興業）

「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるように、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー(10/28)
- 県内企業の魅力発見セミナー** ← 11/30 開催予定！詳細は下記をご確認ください。
- 職場見学・マッチング交流会

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援



《お仕事発見 就職セミナーのご案内》

地元企業をはじめ、多くの求人情報から「わたし」にあった仕事が発見できるチャンス！キャリアコンサルタントによる職業診断も実施予定です！

- 開催日時 令和4年11月30日(水) 14:00~15:30
- 会場 松山市総合コミュニティセンター 第4、第5会議室(オンライン同時開催)
- 登壇企業 (一財)永頼会 / (株)ダ イアックス / (株)イラ / (株)フデリカ・クオリティ
- 申込み 下記専用サイトから(定員:40名)
- 参加料 無料

専用サイト



<https://ehime-joseikoyoushien.jp>

公式LINE



LINE 公式アカウント
で本プロジェクトの最新
情報を発信

労働者協同組合法セミナーを開催します！

《概要》

今年の10月1日に「労働者協同組合法」という新しい法律が施行されたことにより、今までなかった**新しい働き方**が始まりました！

その新しい働き方とは「**自分らしく働くことができる働き方**」でこの度のセミナーでは、具体的な内容について、ご紹介します！

《セミナーの内容》

【日時】

令和4年12月20日（火） 14:30~16:30

【会場】

愛媛県男女共同参画センター 多目的ホール
（住所：愛媛県松山市山越町450番地）

【講師】

古村 伸宏
（日本労働者協同組合連合会理事長）



《お申し込み方法》

県HPのURLもしくは、下記の二次元コードからアクセスいただき、必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

QRコード



HPのURL

[労働者協同組合法愛媛県HP](#)

労働委員会の窓（10月分）

《会議関係》

- 10月14日 第1318回公益委員会議
「変革期における雇用の確保、新しい働き方など、労使が取り組む課題について（意見交換）」など2件
- 10月28日 第1319回公益委員会議
「愛媛労委平成31年（不）第1号・令和元年（不）第3号事件について（第3回合議）」など1件
- 10月28日 第1211回愛媛県労働委員会総会
「争議行為の予告について」など3件

《集团的労使紛争関係》

- 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不)第1号	教育,学習支援事業	H31.2.19	1,2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不)第3号	教育,学習支援事業	R元.9.30	1,2,3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中

《個別的労使紛争関係》

- 労働相談

	相談者数	相談件数
10月	27	59
累計(4月~)	148	271

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roudouin@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>

厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国 8 か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成 13 年以降 20 年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを 24 時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が 1 級から 3 級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60 歳以上で障害等級 4 級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員 90 人（個室 70 室、多床室 4 人×5 室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約 30m²の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族 1 人 （42%減額）	扶養親族 2 人 （53%減額）	扶養親族 3 人以上 （58%減額）
1,200,000 円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000 円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000 円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000 円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000 円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000 円	180,000	105,000	72,000	72,000

5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名 称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）
所 在 地：愛媛県新居浜市阿島 1 丁目 3 番 12 号
問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和4年12月1日（木）～令和5年3月31日（金）

働く人も、企業の担当者も、就職活動中の学生等も、ご相談ください！

たとえば・・・

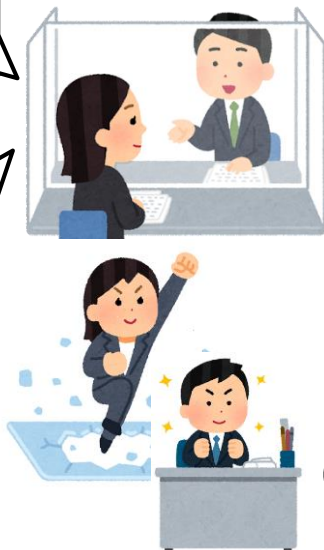
働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口
に相談したら「それくらいの
ことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」と何
度も言われ、精神的に非常に苦
痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し
執拗に叱られてつらい。



妊娠・出産・育児休業等に
関するハラスメントの相談
を受けたが、会社としてど
うすればよいのだろう。

セクハラ防止対策はやってい
るが、パワハラも対策に含め
た方がよいのだろうか？

従業員からパワハラ相談を
受けたが、どのように対処
すればよいだろう。

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食
事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、
身体への不必要な接触など、意に反する性
的な言動が行われ、拒否したことで不利益
を受けたり、職場の環境が不快なものとな
ることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

職場において行われる、職務上の地位や
人間関係などの優越的な関係を背景に、
業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精
神的・身体的苦痛を与えられる等、労働
者の就業環境を害される行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い 及び 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が
行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といっ
た行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上
司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

働く人 企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、
均等法などに違反しますか？

相談して
ください！

愛媛労働局があなたのお力になります！



匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！

Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメント、職場でのパワーハラスメントについてご相談いただけます。また、カスタマーハラスメントや新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等も可能です。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主、就職活動中の学生等からのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

愛媛労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 9時00分～17時00分（土日祝日、年末年始を除く平日）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 **089-935-5222**（セクハラ、マタハラ関係）
089-935-5208（パワハラ、その他）

住所 愛媛県松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

